

ICC Air サービス料金表

通 則

(料金表の適用)

1. 当社が提供する ICC Air サービスに関する料金は、この料金表に規定します。

(料金等の変更)

2. 当社は ICC Air サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。

(料金等の臨時減免および告知)

3. 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この契約約款及び料金表の規定にかかわらず、臨時に料金を減免することがあります。当社は、料金の減免を行ったときは、取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(消費税等)

4. 料金は、すべて税込価格です。

5. 金額の円の小数点以下は切り捨てとします。

6. 加入契約料、利用料、工事費は、加入促進のため割引することがあります。

1. 加入登録料

加入登録料	システム登録等の契約手続きに要する費用としてお支払いいただく一時金です。	3,300円
-------	--------------------------------------	--------

2. 利用料

サービスの種類	内 容	月額料金
ICC Air サービス(個人ユーザー向け)	一の非固定グローバルIPアドレス	3,278 円

※各サービスは、独自ドメインの取得およびサーバの設置はできません。

3. 工事に関する費用

項 目	内 容	料金額
機器設置費	ICC Air端末の設置	0円
機器撤去費	ICC Air端末の撤去	2,200円

4. 弁済費用

項 目	内 容	料金額
ルーター端末補償費	機器未返却や紛失及び破損時に請求	22,000円
SIMカード補償費	SIMカード未返却や紛失及び破損時に請求	3,300円

附 則

約款の施行日及び改正日

2019年 8月 1日 施行

2021年 9月 1日 改正

⑭他者の設備等または本サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為

⑮違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為

⑯違法行為(拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為

⑰人の殺害現場等の残酷な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為

⑱人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為

⑲その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為

⑳犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を不特定の者をして掲載等させることを助長する行為

㉑その他法令もしくは公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

(情報等の削除)

第3 6条 当社は、加入者による本サービスの利用が第3 5条(禁止事項)の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適切と当社が判断した場合は、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- 事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除しまたは他者が閲覧できない状態に置きます。
 - 第1 6条(利用停止)に基づき本サービスの利用を停止します。
 - 第1 2条(当社が行う契約の解除)に基づき利用契約を解除します。
2. 前項の措置は第3 4条(自己責任の原則)に定める加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

(通信の秘密の保護)

第3 7条 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。

2. 当社は、刑事訴訟法第2 1 8条(令状による捜索)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

3. 当社は、加入者が第3 5条(禁止事項)各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ加入者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することが出来ます。

(相互接続事業者の本サービス)

第3 8条 加入者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その加入者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

2. 契約の解除があった場合は、その解除に伴い、当社の相互接続事業者の本サービス利用契約についても解除します。

(技術的事項および技術資料の閲覧)

第3 9条 当社は、本サービスに係る基本的な技術的事項および加入者が本サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(初期契約解除)

第4 0条 加入者は、当社が発行する契約締結書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行うことができます。

2. 前項の規定による解除は、同項の書面を発した時に生じます。

3. 第1項の規定に基づき契約の解除を行う場合、加入者は損害賠償若しくは違約金その他金銭等を請求されることはありません。

ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けた本サービスの利用料、加入登録料、及び既に工事が実施された場合の工事費と、追加部材費は請求されます。また、これらの費用の他に契約に関連して当社が金銭等を受領している際には、当該金銭等を加入者に返還します。

3. 当社の初期契約解除制度の説明が間違っていたり、交付された書面に初期契約解除制度の記載が無かったことにより、加入者が8日間を経過するまでに契約を解除できなかった場合、当社が新たに発行する正しい書面を受領した日から、8日間は契約を解除することができません。

(営業区域)

第4 1条 営業区域は、当社が別に定めるところによります。

(閲覧)

第4 2条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(関連法規の遵守)

第4 3条 当社は、この約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

(国内法への準拠)

第4 4条 この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については名古屋地方裁判所を管轄裁判所とします。

(協議事項)

第4 5条 本約款に定めのない事項または本約款の解釈に疑義が生じた場合には、当社と加入者は誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとします。

附 則 約款の施行日及び改正日

2019年 8月 1日 施行

2021年 9月 1日 改正